資料1

令和２年度自治推進委員会

自治基本条例検証用資料

（第１７条・第３０条～第３３条）

・おいらせ町自治基本条例（逐条解説）

・これまでの検証結果

・参考データ資料

第17条　情報公開と説明責任

■　逐条解説　■

（情報公開と説明責任）

第17条　行政は、町の行政に関する事柄について、情報の公開と提供に努めるとともに、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

【第17条】
行政運営の透明性を高め、町民の信頼と参加を得るため、町の施策の立案から実施、評価までの行政に関する情報を積極的に公開、提供して、これを町民と共有しなければなりません。また、行政に関する情報の内容を、できるだけ多くの町民にわかりやすく説明することができなければなりません。

■　これまでの検証結果　■

説明会等の参加人数は少ないが、例年と比較すると増加している。引き続き、わかりやすい情報公開と参加しやすい説明会の開催及び、参加状況や質疑応答など、開催結果の公表に努めてほしい。（H３０年度　自治推進委員会）

■　参考データ資料　■

○町民アンケート結果（令和２年３月調査８月公表、無作為抽出2,000件郵送、回収率44.1%）

問25　町役場からの町政情報について、知りたい情報が得られていますか。

▸　「どちらかといえば得られている」が48.9%で最も多い。

前回調査結果との比較	令和元年度(%)	平成30年度(%)
得られている	8.4	7.7
どちらかといえば得られている	48.9	38.8
どちらかといえば得られていない	10.8	22.3
得られていない	6.0	9.2
わからない	25.1	21.0

（設問続き）「３．どちらかといえば得られていない、４．得られていない」を選択した場合、どのような情報を得たいですか。以下記述回答結果

・百石小学校区

年代	性別	自由意見
20代	男性	分かりやすく読みやすい広報おいらせ、議会だより懸橋をお願いします。学生にも。
50代	女性	おいらせ町のどの地区に何のために予算をつかっているのか。
60代	男性	ふるさと納税への取り組み度。
60代	女性	町の年代別人口、少子高齢化の現状が知りたい。
40代	男性	お金や税金に関すること。
50代	男性	町の医療について情報。
50代	女性	多くのイベントが中止されていると思うがなぜか。町を活気あるものにするには必要と思う。
50代	女性	町民が無料で利用できる場所をまとめた手帳やノートがあればよい。
50代	女性	広報の戸籍の窓がなくなり残念。
30代	女性	現在コロナの影響で給食の廃棄について問題になっているのをニュースで見たが、おいらせ町は問題になっていないのか、パンや牛乳等の買取協力など出来るのでそのような情報があれば知りたい。（ほっとするメールなどで）
50代	女性	毎月の広報が読んでいても分からないことがあり、もう少し詳しく書いてもらいたい。
30代	男性	住宅関係。

・甲洋小学校区

年代	性別	自由意見
20代	男性	公共施設で行われるイベント情報。
40代	女性	生活、くらしの情報など。
30代	男性	話題となることがないので関心がない。
50代	男性	就職情報とその企業の情報。アパート、借家などの不動産情報。

・下田小学校区

年代	性別	自由意見
30 代	女性	子育て支援に関すること。
70 歳以上	男性	財政状況。
40 代	女性	知りたいことが HP に掲載されていない。更新されていない。
20 代	男性	町で取り組んでいる活動をくわしく知りたい。
60 代	女性	確定申告に出かけたくても、窓口で説明がされないので不安になり、行きにくいと感じる。わからない人が多いので行きやすいようにしてくれるといいのだが。
70 歳以上	男性	広報にお悔やみ、結婚、誕生の欄を載せてほしい。

・木内々小学校区

年代	性別	自由意見
50 代	男性	減税の受け方。
70 歳以上	男性	読みたい記事が少ない。ページ数少なくていい。毎月の予定を中心に願う。
30 代	男性	裏表紙の個人に関することは不要であり、社会全体の連絡とすべき。
30 代	男性	もっと得がある情報を知りたい。
20 代	女性	若者向け、高齢者向けに分けて情報を知りたい。
30 代	女性	子育て支援に関する情報をわかりやすく伝えてほしい。
50 代	女性	広報にお悔やみ、結婚、誕生の欄を再開してほしい。
70 歳以上	男性	財政状況や予算の使い道とその理由。
40 代	男性	支援等あるのかないのかまったくわからない。
30 代	女性	指定緊急避難場所や災害の際の情報を得たい。生活ひっ迫している世帯が行政から受けられる支援・手続き情報を得たい。
40 代	女性	知りたいことがあればホームページを見たり、役場へ電話するが「担

		当者がいない(休み)」とか、対応があまりよくなかったりとか人的教育の問題が大きい気がする。
60代	男性	個人的にあまり読んだりしない。
70歳以上	女性	ハコモノの行方、老後の資金のあり方。

・木ノ下小学校区

年代	性別	自由意見
40代	女性	子育て・生活情報
30代	女性	先日のコロナウイルスによる休校等すぐ知りたい情報をHPにタイムリーに載せてほしい。知りたい情報がHPに載っていないことがあるのでHPを更新してほしい。
30代	男性	広報おいらせが家に届かない。
50代	女性	防犯、防災等の連絡をメールで受けとれるようにしてほしい。あるのであればその方法を広く広報してほしい。
40代	男性	道路整備の計画、実績。
40代	女性	町の広報が配られないため内容を知りたい。
40代	女性	情報源が広報のみのためその他の情報が得られず、どのような町づくりが行われているか明確に伝わらないため。
70歳以上	女性	町の方向性、将来へのビジョン。
40代	男性	議会内容。
30代	男性	子どもの進学時の支援情報。
40代	男性	サービス内容、種類、いつ利用できるか。
30代	女性	ホームページをもっとわかりやすくしてほしい。
70歳以上	男性	「なんでも相談室」なるものを多く設けてほしい。
60代	男性	生活について、ネットで見やすくして便利にしてほしい。
30代	女性	町内で起きたささいな事件についてもすぐに知らせてほしい。青葉地区での空き巣や泥棒事案について時間が経ってから知ったので。

50代	男性	ホームページが充実されていない。(ほかの自治体と比べて)
60代	男性	町内会に加入していないため、情報がない。
70歳以上	男性	道路整備の状況。
50代	女性	HP、スマホアプリ。
20代	女性	もっとおいらせ町のイベントの魅力を発信してほしい。
60代	男性	町役場庁舎の問題。
60代	女性	役場各課の主な業務内容、サービス内容(年間)。
30代	男性	HP上で情報を見られるようにしてほしい。

○自治基本条例の運用状況照会回答（令和２年１０月　各課調査）

・事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明(会)等の取り組み状況

No.	事務・事業の名称	取り組み状況	開催数・参加者数	担当課
1	人・農地プラン説明会（座談会）	「地域農業のあり方等のプランについて」の説明、見直し協議を町内３地区で開催	開催回数：３回 参加者数：27人	農林水産課
2	議会広報 「ぎかいだより懸橋」の発行	町民を対象に、議会の活動や町政の方向性を広く周知する。	発行回数：年４回 発行部数：各9,700部	議会事務局

■　検証作業のポイント　■

・行政が、情報の公開と提供に努めているか。

・行政が、持っている情報を、できるだけ多くの町民に分かりやすく説明しているか。

■　委員の提言・討論　■

第30条　行政評価

■　逐条解説　■

（行政評価）

第30条　行政は、効率的な行政運営を行うため、計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

2　行政評価にあたっては、可能な限り町民との協働により進め、結果を公表して施策の見直し、改善に反映します。

【第30条】
これからの町の事業は、計画を立て、実行するだけでなく、その結果を評価して次年度以降の事業に生かすことが求められています。この「評価」の作業に、町民が関わることのできる体制を整えることを規定しています。

■　自治基本条例の取扱要領　■

（評価への参加）

第33条　町は、行政評価を行う際には、参加制度を用いて、町民を評価に参加させなければならない。

2　町は、行政評価を行った際には、その結果を公表するものとする。

3　第１項の規定による参加制度の実施については、第１節での規定を準用する。

■　これまでの検証結果　■

①補助金等評価委員会※は補助の妥当性を客観的に評価しており健全な財政運営のためにも有効だと思われる。　※必要に応じて開催、Ｒ元年度は実施なし

②建設工事の完了検査は適正に実施し、完了検査終了後において不良が発覚した際に調査する部署や機関の強化が必要だと考える。（Ｈ２７年度　自治推進委員会）

■　参考データ資料　■

○行政評価への取り組み状況

・事務事業評価の実施（新規）

令和元年度より、「第２次おいらせ町総合計画　前期基本計画」及び「おいらせ町行政経営計画」を推進するため、自治基本条例第３０条に基づき、事務事業評価を実施しました。

事務事業評価は原則として町が実施している全事務事業が対象ですが、令和元年度は試行的に下記の２つの括りで、３６事業を評価しました。

（１）見直しが必要であると認められる事務事業（全イベント・式典等事業）

（２）各課提案による見直しを実施したい事務事業

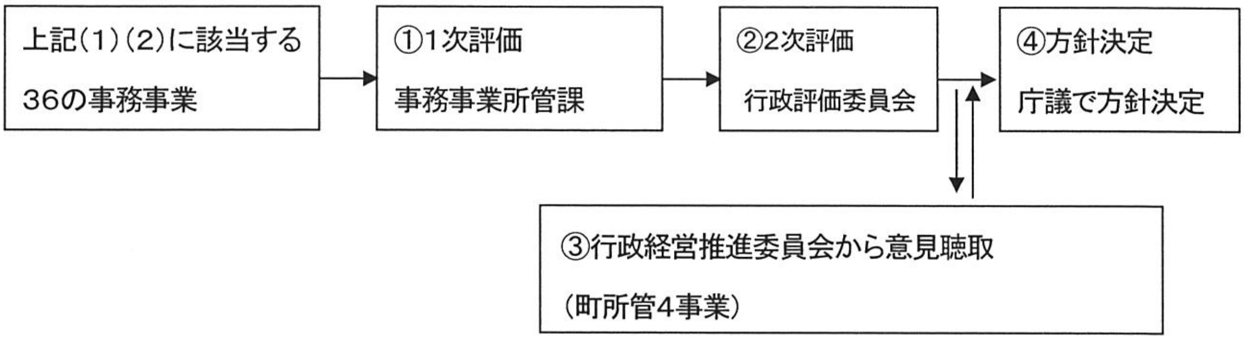

令和元年度に①１次評価及び②２次評価を実施した結果、継続実施（維持・拡充）が１１件、継続実施（見直し・要改善）が１２件、事務事業の縮小が０件、事業廃止の検討が１３件となりました。事業廃止の検討となった１３件のうち、町が直接実施する４件について③行政経営推進委員会から意見を伺い、④庁議にて方針決定ののち、事務事業所管課で改善・見直し作業を行いました。

○自治基本条例の運用状況照会回答（令和２年１０月　各課調査）

行政評価という位置づけで実施している事業では無いものの、評価に関連する事業として、実施計画のローリングや予算編成過程において「計画→実施→確認→改善」のＰＤＣＡサイクルを実施しています。

①実施計画のローリング（継続）

基本計画や実施計画に掲げた事項を効率的かつ効果的に進めるため、「計画→実施→確認→改善」の考え方に基づき行っています。

前年度の達成状況をより改善を検討 → 総合計画の基本方針を踏まえて計画 → 財政担当課と協議・調整 → 実施計画の決定と公表

②予算編成過程（継続）

各所属において実施計画を基に予算要求し、全体の査定を実施したうえで予算編成を行っています。

予算編成方針 → 各所属予算要求 → 予算査定 → 予算案完成

③財政説明書の作成（継続）

実施計画を着実に推進していくために計画期間内の財政収支の見通しを可能な限り明らかにし、事業の実施に要する財源を確保するため、実施計画期間（３年間）の財政を予測。

また、財政の動向や町長の財政方針及び前年度の決算状況を明らかにするため、財政説明書を作成し、公表しています。

次年度には決算報告書（主要施策の成果）を作成しています。

財政計画の策定 → 財政説明書（予算・決算・財政状況）※半期毎

〇その他

・おいらせ町行政経営推進委員会

行政サービスの質の向上を図り、効率的かつ効果的な行政運営を推進するため設置されており、事業の調査、検討を行い、その結果及び意見を町へ報告しています。

事務・事業の名称	取り組み状況	開催回数・参加者数	担当課
行政経営推進委員会	・行政経営アクションプランの評価・検証 ・事務事業評価	開催回数　２回 出席者数　１３人	総務課

■　検証作業のポイント　■

・町の事業について、その結果を評価して次年度以降の事業に生かす取り組みができているか。

・評価の作業に、町民が関わることのできる体制を整えているか。

■　委員の提言・討論　■

第31条　情報公開・情報共有

■　逐条解説　■

（情報公開・情報共有）

第31条　行政は、行政に関する情報を可能な限り公開し、これを町民と共有します。町民に求められた情報は、個人情報などを除き可能な限り提供しなければなりません。

2　行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。

【第31条】

1項…行政に関する情報の公開は、広報紙の定期発行やホームページなどで広報活動が行われていますが、これからは委員会、附属機関等の公開など、公開の範囲を広げて情報共有を進めることが求められます。

2項…苦情や相談は町民からの貴重な政策提言ととらえ、行政はそれらへの対処の結果や過程を内部で共有することにより、行政サービスの改善に役立てます。ただし、内容に個人情報など、共有することが町民の不利益になる場合を除きます。

■　自治基本条例の取扱要領　■

第2章　情報の共有

（情報の公表）

第3条　**町は**、町民の参加及び協働を進めるために、次に掲げる情報については、**これを公表しなければならない。**

(1)　町の**総合計画及び重要な基本計画**

(2)　町の**主要な施策及び事業の進捗状況**

(3)　**財政計画並びに予算及び決算**に関する情報

(4)　**行政評価**に関する情報

(5)　監査委員の**監査結果**

(6)　**附属機関、懇談会等からの答申、報告、提言**等

2　町は、前項各号に掲げる情報のうち、決定過程にあるものについても随時公表に努めるものとする。

（情報の提供）

第4条　町は、次に掲げる情報については、町民への情報提供に特に努めるものとする。

(1)　環境、保健衛生、防災等町民生活の安全と密接な関係がある情報
(2)　町民の意識、生活実態等に関する調査結果に関する情報
(3)　統計に関する情報
(4)　行事に関する情報
(5)　町民生活への影響及び緊急性のある情報
(6)　その他自治の推進に資する情報

（情報の公表・提供方法）

第５条　町は、町民に公表又は提供する情報を、公共施設及び情報を作成した所管部署等において閲覧に供するものとする。

２　前項に規定する公共施設は次のとおりとする。

(1)　本庁舎
(2)　分庁舎
(3)　各公民館
(4)　図書館

３　町は、広報おいらせに掲載するほか、必要に応じて次に掲げる手法等を用いて情報を公表又は提供するものとする。

(1)　おいらせ町公式ホームページ
(2)　防災行政無線放送
(3)　印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録によるものを含みます。）の頒布
(4)　報道機関への情報提供

４　町は、前項に規定する手法等のほか、必要に応じて町民説明会の実施等町民に直接説明する機会を設けるものとする。

（公表・提供する情報内容の充実）

第６条　町は、町民に公表又は提供する情報を作成する際は、正確で分かりやすい表現を用いるとともに、図表、グラフを用いるなど町民の視点に立って情報を作成するよう努めるものとする。

２　町は、町民に最新の情報を公表又は提供していくため、情報の発生の都度速やかにこれを更新するよう努めるものとする。

（情報の公表・提供期間）

第７条　公表又は提供の期間は、計画等については当該計画期間とし、その他の情報については、公表又は提供を開始した日から原則として１ヶ月以上とする。

（他の制度との調整）

第８条　情報の公表又は提供について、法令等に別段の定めがある場合には、当該定めによるものとする。

（意見等に対する応答責任）

第９条　町は、次に掲げる手段により寄せられた、町民からの意見に対しては、原則として意見を受けた日から30日以内に、書面をもって応答しなければならない。ただし、氏名、連絡先の不明なものについては、応答しなくてもよいものとする。

(1)　はがき、ファックス又はＥメールによる意見

(2)　パブリックコメントに寄せられた意見

(3)　その他書面をもって所管部署に寄せられた意見

２　寄せられた意見については、結果の公表をもって代えることができるものとする。

■　これまでの検証結果　■

情報公開については、概ね全てのものがホームページのみで、さらに広報誌等でも公開されている。引き続き情報公開に努めてほしい。（Ｈ３０年度　自治推進委員会）

■　参考データ資料　■

○自治基本条例の運用状況照会回答（令和２年１０月　各課調査）

・事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況（原則公開）

	事務・事業の名称	公開等方法 （該当するものすべてに○）	公開等期間	担当課
1	令和元年度おいらせ町総合教育会議資料・議事録	広報紙・防災無線放送・説明会・ [ホームページ]・印刷物 その他（　　　　　）	R2.6～	総務課
2	議会への町長提出議案の公開	広報紙・防災無線放送・説明会・ [ホームページ]・印刷物 その他（　　　　　）	通年	総務課
3	議会本会議の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会 [ホームページ]・[印刷物] その他（　　　　　）	通年	議会事務局
4	予算・決算特別委員会の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会 [ホームページ]・[印刷物] その他（　　　　　）	通年	議会事務局

	事務･事業の名称	公開等方法 （該当するものすべてに〇）	公開等期間	担当課
5	議員全員協議会の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・**印刷物** その他（　　　　　　　）	随時	議会 事務局
6	総務文教・産業民生常任委員会及び議会運営委員会の会議録	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・**印刷物** その他（　　　　　　　）	随時	議会 事務局
7	議会広報 「ぎかいだより懸橋」	広報紙・防災無線放送・説明会 **ホームページ**・**印刷物** その他（　　　　　　　）	通年	議会 事務局
8	議長交際費の公開議会定例・臨時会の開催案内	広報紙・防災無線放送・説明会 **ホームページ**・**印刷物** その他（　　　　　　　）	通年	議会 事務局
9	議会定例・臨時会の開催案内	広報紙・**防災無線放送**・説明会 **ホームページ**・**印刷物** その他（　　　　　　　）	随時	議会 事務局
10	決算審査意見書・普通会計の財政健全化及び公営企業会計の経営健全化審査意見書	広報紙・防災無線放送・説明会 **ホームページ**・印刷物 その他（　　　　　　　）	通年	監査委員 事務局
11	定期監査結果報告書	広報紙・防災無線放送・説明会 **ホームページ**・印刷物 その他（　　　　　　　）	通年	監査委員 事務局
12	財政援助団体等監査結果報告書	広報紙・防災無線放送・説明会 **ホームページ**・印刷物 その他（　　　　　　　）	通年	監査委員 事務局
13	平成31年度（令和元年度）当初予算書、予算の概要	**広報紙**・防災無線放送・説明会 **ホームページ**・印刷物 その他（　　　　　　　）	H31.4/1～ R1.5月	財政管財課
14	令和元年度予算の概要（補正予算）	広報紙・防災無線放送・説明会 **ホームページ**・印刷物 その他（　　　　　　　）	R1.6～	財政管財課
15	財政状況の公表 （H30年度下半期）	広報紙・防災無線放送・説明会 **ホームページ**・印刷物 その他（　　　　　　　）	R1.6/1～	財政管財課

	事務･事業の名称	公開等方法 （該当するものすべてに○）	公開等期間	担当課
16	財政状況の公表 （R1 年度上半期）	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（ ）	R1. 12/1～	財政管財課
17	平成 30 年度おいらせ町の財務書類	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（ ）	H31. 4～	財政管財課
18	平成 30 年度財政健全化判断比率等の公表	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（ ）	R1. 9～	財政管財課
19	平成 30 年度決算書、決算の概要	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（ 本庁舎２階掲示板 ）	R1. 11～	財政管財課
20	入札予定　入札結果	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（ 本庁舎２階掲示板 ）	随時～1 年間	財政管財課
21	平成 30 年度補助金等交付実績	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（ ）	R1. 10～	財政管財課
22	財政計画の公表	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（ ）	R1. 11～	財政管財課
23	令和元年度おいらせ町総合教育会議資料・議事録	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	R2. 6～	総務課
24	議会への町長提出議案の公開	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（ ）	通年	総務課

	事務･事業の名称	公開等方法 （該当するものすべてに○）	公開等期間	担当課
25	特定間伐等促進計画の公表	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	H30.6～	農林 水産課
26	おいらせ町鳥獣被害防止計画の公表	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	H30.11～	農林 水産課
27	第４次おいらせ町子どもと家族応援プラン	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	R2.6～	保健こども課
28	おいらせ町子どもの未来向上推進計画	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	R2.6～	保健こども課
29	平成30年度下水道事業経営比較分析表の公表	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	R2.2～	地域 整備課
30	社会資本総合整備計画（下水道）H28～H32	広報紙・防災無線放送・説明会・ ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	H31.4/1 ～R2.3/31	地域 整備課
31	まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方創生）※おいらせ町の取組状況	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	R2.3～	政策推進課
32	おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証結果（令和元年度）全体検証	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	R1.12～	政策推進課
33	おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（令和元年度第１回）	広報紙・防災無線放送・説明会 ホームページ・印刷物 その他（　　　　　　　　）	R1.12～	政策推進課

	事務・事業の名称	公開等方法 （該当するものすべてに〇）	公開等期間	担当課
34	おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（令和元年度第２回）	広報紙・防災無線放送・説明会 [ホームページ]・印刷物 その他（　　　　　　　）	R1. 12～	政策推進課
35	数字で見る合併後の姿	広報紙・防災無線放送・説明会・ [ホームページ]・印刷物 その他（　　　　　　　）	R2. 3～	政策推進課
36	令和元年度おいらせミニデータ （簡易版統計書）	広報紙・防災無線放送・説明会・ [ホームページ]・印刷物 その他（　　　　　　　）	R2. 1～	政策推進課
37	教育委員会の会議録・資料	広報紙・防災無線放送・説明会 [ホームページ]・印刷物 その他（　　　　　　　）	R2. 1～	学務課
38	教育委員会定例・臨時会の開催案内	[広報紙]・防災無線放送・説明会 [ホームページ]・印刷物 その他（　　　　　　　）	随時	学務課

■　検証作業のポイント　■

・行政が、行政に関する情報を、附属機関の公開などで町民と共有しているか。

・行政が、苦情や相談に対処した結果を、可能な限り公開しているかどうか。

■　委員の提言・討論　■

第32条 附属機関等における委員の公募

■ 逐条解説 ■

（附属機関等における委員の公募）

第32条　附属機関やその他の懇談会等の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

【第32条】

町には法令や条例などの規定により、いろいろな附属機関やその他の懇談会等が置かれています。町の計画や施策など、町民の生活に関わる重要な事案を検討する、それらの委員選考にあたっては、町民の参加を保障する観点から、一般町民から公募することを規定しています。

■ 自治基本条例の取扱要領 ■

（附属機関の設置）

第15条　町は、専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答申、報告等を求める場合並びに町民の知識や経験を生かして施策の検討を行う場合又は事業等の審査、選定等を行う場合は、附属機関を設置するものとする。

2　附属機関を設置するときは、次に掲げる基準によるものとする。

(1)　専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。

(2)　附属機関の機能、目的及び所掌事項が明確であること。

(3)　既に設置されている附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複していないこと。

（委員の選任及び構成）

第16条　附属機関の委員の選任は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1)　公正を確保し得る委員構成とし、機能が十分に発揮されるよう広く各界各階層及び幅広い年齢層の中から、適切な人材を選任するものとする。

(2)　選任については、専門的・技術的知識、学識経験が活かされるような人選に努めることとし、町内全域を活動範囲としている団体から委員を選任するときは、その団体が推薦する者を選任すること。

(3)　町職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。

(4)　委員の男女比については、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、男性委員及び女性委員の数がそれぞれ半数になるよう努めること。

2　設置の目的が幅広く町民の意見を聴くことが求められる場合は、設置目的を勘案し、次に掲

げる事項を考慮して委員を公募すること。

(1)　原則として18歳以上の者

(2)　当町に住所又は勤務先を有する者

(3)　行政機関の職員及び地方公共団体の議会の議員でない者

(4)　町税等を滞納していない者

(5)　既に設置されている他の附属機関等の委員の職にある者は、特に必要がある場合を除き委員に選任しないこと。

(6)　**公募による委員の数は、委員総数の２割以上**とすること。

(7)　委員の在任期間は、委員就任時において通算し、原則として10年を超えないこと。

３　公募を行った場合において、申し込み期限までに募集人員に満たなかった場合及び選考結果において該当者がなかった場合は、公募によらないで委員を選任することができる。

■　これまでの検証結果　■

委員の公募については、公募そのものは増加しているが、公募になじまないとしている委員会についても、可能なものがあれば公募での登用に努めてほしい。（Ｈ３０年度　自治推進委員会）

■　参考データ資料　■

○条例により設置した附属機関における公募の状況（詳細は次頁）

・公募を行った附属機関

…　設置されている附属機関全体の５６％（４１機関中、２３件が公募実施）

・公募による委員の数が、委員総数の２割以上となっている附属機関

…　設置されている附属機関全体の２０％（４１機関中、８件が２割以上）

・委員の男女比が、それぞれ半数になっている附属機関

…　設置されている附属機関全体の２０％（４１機関中、８件が男女半数）

番号	附属機関名称	設置有無	委員総数	公募人数	女性人数	議員人数	**公募有無**	**公募になじまない理由**	公募期間
1	おいらせ町行政経営推進委員会	設置	8	2	1	0	有		R01.05.01 ~ R01.05.24
2	おいらせ町表彰審査会	設置	8	1	1	2	有	—	R01.08.01 ~ R01.08.26
3	おいらせ町情報公開・個人情報保護審査会	設置	5	0	1	0	**無**	**重大な個人情報**	
4	おいらせ町農業委員会の委員候補者選考委員会	設置	6	—	1	0	**無**	**個人に対する審査**	—
5	おいらせ町総合計画審議会	設置	15	2	4	0	有		H29.07.01 ~ H29.07.28
6	おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議	設置	13	3	5	0	有		R01.06.01 ~ R01.06.21
7	おいらせ町百石高等学校魅力アップ推進協議会	設置	15	2	2	0	有		H30.04.01 ~ H30.04.25
8	おいらせ町男女共同参画推進会議	設置	10	2	6	0	有		H30.06.01 ~ H30.06.22
9	おいらせ町国土利用計画検討委員会	設置	7	1	1	0	有		H30.09.01 ~ H30.09.21
10	おいらせ町防災会議	設置	18	—	2	0	**無**	**専門性（防災）**	
11	おいらせ町国民保護協議会	設置	20	—	0	0	**無**	**専門性（防災）**	
12	おいらせ町自治推進委員会	設置	6	2	1	0	有	—	H30.03.01 ~ H30.03.23
13	おいらせ町ハートピア助成金審査会	設置	5	0	2	0	有	応募なし	H31.03.01 ~ H31.03.31
14	おいらせ町国民健康保険運営協議会	設置	9	0	2	0	有	応募なし	H30.03.01 ~ H30.04.02
15	おいらせ町廃棄物減量等推進審議会	設置	14	1	4	1	有	—	H30.07.02 ~ H30.07.20
16	おいらせ町子ども・子育て会議	設置	13	1	10	0	有	—	R01.08.20 ~ R01.09.26
17	木ノ下児童センターみらい館運営協議会	設置	7	—	0	0	**無**	**関係機関の連携が目的**	
18	木内々児童センターひまわり館運営協議会	設置	6	—	2	0	**無**	**関係機関の連携が目的**	
19	おいらせ町健康づくり推進協議会	設置	18	0	8	3	有	応募なし	H30.04.26 ~ H30.05.21
20	おいらせ町民生委員推薦会	設置	7	—	3	0	**無**	**個人に対する審査**	—

21	おいらせ町福祉有償運送運営協議会	設置	6	—	1	0	**無**	**専門性（福祉・運送業）**	
22	おいらせ町介護保険運営協議会	設置	13	1	4	0	有	—	H31.02.01 ~ H31.02.28
23	おいらせ町生活支援体制整備協議会	設置	9	—	2	0	**無**	**関係機関の連携が目的**	
24	おいらせ町認知症施策検討委員会	設置	11	—	4	0	**無**	**専門性（介護・医療）**	
25	おいらせ町農業振興地域整備促進協議会	設置	11	—	1	0	**無**	**専門性（農業・学識）**	
26	おいらせ町人・農地プラン検討会	設置	9	—	4	0	**無**	**専門性（農業）**	
27	おいらせ町都市計画審議会	設置	12	2	1	2	有	−	R01.12.26 〜 R02.01.16
28	国民健康保険おいらせ病院運営審議会	設置	10	—	3	3	**無**	新型コロナ蔓延期のため委員を再任	
29	おいらせ町教育支援委員会	設置	12	—	4	0	**無**	**重要な個人情報**	
30	おいらせ町奨学生選考委員会	設置	6	—	0	0	**無**	**個人に対する審査**	
31	おいらせ町いじめ防止対策審議会	設置	5	—	0	0	**無**	**重要な個人情報**	
32	学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会	設置	10	—	5	0	**無**	**特定業者に対する審査**	
33	おいらせ町立学校給食センター運営委員会	設置	7	0	4	0	有	応募なし	R02.03.01 ~ R02.04.13
34	おいらせ町社会教育委員会議	設置	10	3	6	0	有	—	H30.01.25 ~ H30.02.20
35	おいらせ町社会教育計画検討委員会	設置	7	—	4	0	**無**	**関係機関の連携が目的**	
36	おいらせ町公民館運営審議会	設置	10	1	6	0	有	—	H30.01.25 ~ H30.02.20
37	おいらせ町立図書館協議会	設置	6	1	4	0	有	—	H30.01.25 ~ H30.02.20
38	おいらせ町文化財保護審議会	設置	6	0	3	0	有	応募なし	H30.01.25 ~ H30.02.20
39	おいらせ町文化に関する表彰審議会	設置	4	0	2	0	有	応募なし	H30.11.29 ~ H30.12.17
40	おいらせ町スポーツ推進審議会	設置	8	0	2	1	有	応募なし	H30.01.25 ~ H30.02.20
41	おいらせ町体育・スポーツに関する表彰審議会	設置	4	0	0	1	有	応募なし	H30.10.16 ~ H30.12.17

○要綱・要領により設置した懇談会等における公募の状況

	懇談会等 （要綱・要領等より設置）	委員総数、うち公募、女性、議員数	公募期間等	担当課
1	おいらせ町 広報紙モニター	委員　９人中、公募　２人、 女性　３人、議員　０人	H30.5.1 ～H30.6.8	総務課

■　検証作業のポイント　■

・幅広く町民の意見を聴くことが求められる場合、附属機関や懇談会等の委員に、一般町民からの公募をしているか。

■　委員の提言・討論　■

第33条　参加の保障

■ 逐条解説 ■

（参加の保障）

第33条　行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2　行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

> 【第33条】
> １項…住民懇談会、井戸端会議のように、町長や町職員が住民と直接意見交換する機会を設けます。
> ２項…重要な計画、条例の策定など行政の施策に関して、町民の意見を聞く場合、これまではアンケートやシンポジウムなどを実施してきましたが、これからは「パブリック・コメント」により、町民が政策決定前に直接意見を述べる機会を設けることを規定しています。行政は、寄せられた町民の疑問、提案を尊重するとともに、誠実にこれに回答しなければなりません。

■ 自治基本条例の取扱要領 ■

第１節　計画策定等への参加

第１款　参加の方法等

（計画策定等への参加）

第10条　**町は、**次に掲げるものについては、**参加制度のうちいずれか１つ以上、実施しなければならない。**

(1)　町の**基本構想、**町の**基本的政策を定める計画、個別分野における**施策の基本方針等基本的な事項を定める**計画**の策定及び改定

(2)　**まちづくりの基本的な方向性を定める条例**等の改定

(3)　条例により**直接町民に義務を課し、又は権利を制限する条例**（税等の負担に関するもの、法令の定めによるものを除く。）の制定及び改定

(4)　町民生活に**重大な影響を及ぼすことが予測される重要な問題**に係る意思決定

２　町は、前項各号に該当しないものについても、計画策定段階において参加制度により、町民の参加する機会の保障に努めるものとする。

（参加制度の方法等）

第11条　町は、**参加制度の**いずれかを選択する際の**方法**及び基準は、おおむね次のとおりとする。

(1)　**附属機関への委員**としての参加

専門的・技術的知識、学識経験等が活かされた審議により答申、報告等を求める場合並びに町民の知識や経験を生かして施策の検討を行う場合又は事業等の審査、選定等を行う場合

(2)　**懇談会等への委員**としての参加

町民の知識、経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合

(3)　**公聴会**等への参加

町の重要な案件又は町民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する際に、利害関係者、識見を有する者等の意見を聴く場合

(4)　**ワークショップ**等への参加

町政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合

(5)　**パブリックコメント**等への意見表明

基本的な政策等の策定にあたり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受ける場合

(6)　**アンケート調査**等へ意見表明

町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要がある場合

（参加制度選択の事前公表）

第12条　町は、前条の規定により参加制度を選択したときは、開催及び実施方法等、必要な事項を第５条第３項に規定するいずれかの方法により事前に公表しなければならない。

（意見の取扱い）

第13条　町は、参加制度の実施により提出された意見等を、誠意を持って適切に取り扱い、事案の決定等を行うものとする。

（記録の作成）

第14条　町は、参加制度を実施したときは、記録を作成し、第５条第３項に規定するいずれかの方法により公表するものとする。

■　これまでの検証結果　■

実施状況について、他町村と比較すれば多く実施されているが、参加人数は少ないため、意見が出やすくなる工夫や努力をしてほしい。（Ｈ３０年度　自治推進委員会）

■　参考データ資料　■

○自治基本条例の運用状況照会回答（令和２年１０月　各課調査）

１）町民の意見を求めるために実施した事務・事業

No.	事務・事業の名称	実施方法（該当するものすべてに〇）	実施日	担当課
1	第３次おいらせ町社会教育中期計画(案)に対する意見募集	公聴会・**パブコメ**・アンケート・その他（広聴会）	R1. 12. 25 ～R2. 1. 15	社会教育・体育課
2	十五の春と語る（中学生との懇談会）	公聴会・パブコメ・アンケート・**その他（広聴会）**	R1. 7. 8	総務課
3	町長とフレッシュトーク（高校生との懇談会）	公聴会・パブコメ・アンケート・**その他（広聴会）**	R2. 2. 6	総務課
4	町長とふれあいトーク（起業家との懇談会）	公聴会・パブコメ・アンケート・**その他（広聴会）**	R2. 2. 12	総務課
5	おいらせ町人ロビジョン改訂（案）及び第２期おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について	公聴会・**パブコメ**・アンケート・その他（広聴会）	R1. 12. 23～	政策推進課

２）パブリックコメントの実施状況

No.	事務・事業の名称	パブコメの手法（該当するものすべてに〇）	パブコメ期間	コメント件数及び内容	担当課
1	第３次おいらせ町社会教育中期計画(案)に対する意見募集	広報紙・防災無線放送・説明会・**ホームページ**・**印刷物**・その他（　　　）	R1. 12. 25 ～R2. 1. 15	０件	社会教育・体育課
2	第４次おいらせ町子どもと家族応援プラン（素案）に対する意見募集及び結果	広報紙・防災無線放送・説明会・**ホームページ**・印刷物・**その他（本庁舎、分庁舎、北部出張所）**	R2. 2/10 ～2/26 R2. 3/9	０件	保健こども課

3	仮称：町子ども貧困対策計画（素案）に対する意見募集及び結果	広報紙・防災無線放送・説明会・[ホームページ]・印刷物・[その他（本庁舎、分庁舎、北部出張所）]	R2. 2/10 〜2/26 R2. 3/9	0件	保健こども課
4	おいらせ町人口ビジョン改訂（案）及び第２期おいらせ町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について	[広報紙]・防災無線放送・説明会・[ホームページ]・[印刷物]・その他（　　　　　）	R1. 12. 23〜 R2. 1. 22	0件	政策推進課

○自治基本条例の運用状況照会回答　パブリック・コメント全体件数の過年度推移

	実施件数	コメント総数
令和元年度実施	４件	０件
平成３０年度実施	５件	３件
平成２９年度実施	５件	１件
平成２８年度実施	２件	６件
平成２７年度実施	１件	０件

■　検証作業のポイント　■

・町民が町長や町職員と直接意見交換のできる機会を設けているか。

・重要な計画及び施策に関して、パブリック・コメントの機会を設けているか。

■　委員の提言・討論　■